

みなかみ町公告第11号

条件付一般競争入札（事前審査方式）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成31年 3月 5日

みなかみ町長 鬼頭 春二



記

1 条件付一般競争入札（事前審査方式）に付する事項

- (1) 工事名 みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事
- (2) 工事場所 みなかみ町湯原968番地外3カ所
- (3) 工事概要 水上小学校・水上中学校・藤原小学校・藤原中学校（藤原小・中学校は併設校）への空調設備整備工事

水上小学校 : 空調設備 11台(室外機)

水上中学校 : 空調設備 5台(室外機)

藤原小学校 : 空調設備 4台(室外機)

藤原中学校 : 空調設備 8台(室外機)

- (4) 工 期 契約日の翌日 ~ 平成31年 6月28日

2 入札参加形態

特定建設工事共同企業体による参加とする。

3 共同企業体結成要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 構成員の数は3又は4社とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1社と代表者以外の構成員2又は3社の組み合わせとする。
- (2) 共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 構成員のうち最小の出資者の出資比率は2社の場合は35%以上、3社の場合は25%以上、4社の場合は20%以上でなければならない。
- (4) 代表者及び構成員のうち1名以上、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を申請日において受けている技術者を専任で配置できること。

4 入札参加資格

この入札に参加できる者は、入札の公告日から開札の時までの間、代表者は下記の(1)及び(2)に掲げる条件を全て満たす者とし、構成員は下記の(1)及び(3)に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

- い者又は同条第2項の規定に基づくみなかみ町への入札参加の制限を受けていない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者）であること。
- ウ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- エ みなかみ町建設工事請負業者等に係る入札参加者指名停止等の措置要領（平成19年みなかみ町告示第9号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- オ この工事の入札に係る入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けていること。
- カ この公告の工事の入札に参加しようとする者との間に資本又は人事面において関連がないこと。
- （ア）資本関連とは、会社法関係法令に基づく親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社同士の関係
- （イ）人事関連とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合、又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法又は民事再生法に基づいて選任された者）を現に兼ねている場合
- キ この公告の工事に係る設計業務等の受注者でないこと。また、当該受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ク 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書の有効期間内であること。

(2) 代表者

- ア みなかみ町の管工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
- イ みなかみ町の区域内に建設業法に規定する本店又は支店等を有し、契約を締結する権限があること。
- ウ 最新かつ有効な経営事項審査において、管工事の等級区分がAもしくはBであること。
- エ 建設業法に基づく管工事について、特定又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- オ 管工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
- （ア）申請日前3ヵ月以上継続して雇用している者であること。

(3) 代表者以外の構成員

- ア みなかみ町の電気工事又は管工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、電気工事の資格を有する者は1者を必須とし、その他は管工事の資格を有する者であること。

- イ みなかみ町の区域内に建設業法に規定する本店又は支店等を有し、契約を締結する権限があること。
- ウ 建設業法に基づく管工事又は電気工事について、特定又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- エ それぞれ管工事又は電気工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
 - (イ) 申請日前3ヵ月以上継続して雇用している者であること。

5 設計図書等の閲覧期間及び方法

- (1) 閲覧期間 平成31年 3月 5日 (火) から
平成31年 3月12日 (火) 12時00分まで
- (2) 閲覧方法 みなかみ町役場ホームページ
URL <http://www.town.minakami.gunma.jp>
ぐんま電子入札共同システム (入札情報公開システム) による。
URL <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

6 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- (1) 提出期間 平成31年 3月 5日 (火) から
平成31年 3月13日 (水) 12時00分 まで
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる申請とし、次に掲げる書類を添付すること。尚、申請は代表者の事業者名で行うものとし、提出書類のカ及びキについては捺印を要するものとする。(スキャナで読み取り、PDFファイルにすること)
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札 (条件付) 参加資格確認申請書 (要綱様式第1号) …1部
 - イ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し …1部
 - ウ 主任 (監理) 技術者配置予定調書 (要綱様式第2号) …各1部
 - (ア) 複数の配置予定技術者を提出することができる。ただし、引渡が未完了な工事に配置している技術者を配置予定技術者として提出する場合は、その工事を発注した機関の工事監督課 (又は部局等) から、技術者の変更等について、あらかじめ書面により承諾を得ること。また、同時期に執行される他の入札の配置予定技術者と同じ技術者を配置予定技術者として提出する場合、1つの入札案件を落札した時点で配置予定技術者が確定するため、その技術者を落札した案件以外の配置予定技術者とすることはできない。
 - (イ) 配置予定の監理 (主任) 技術者のこの工事に対応する許可業種に係る資格者証の写しを添付すること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
 - (ウ) 健康保険証など継続雇用が分かるものの写しを添付すること。
 - エ 同工種施工実績調書 (要綱様式第3号) …1部
 - オ 法人 (個人) 町民税の完納証明書 …1部
 - カ 特定建設工事共同企業体協定書 …1部 (要捺印)
 - キ 共同企業体に係る代表者への委任状 …1部 (要捺印)

7 設計図書等に対する質疑応答

(1) 質疑方法

- ア 質 疑 質問書（要綱様式第6号）を学校教育課 にFAXを使用して行うこと。
- イ 提出期間 平成31年 3月 6日（水） 9時00分から
平成31年 3月18日（月）12時00分 まで
ただし、本公告に記載する事項については、公告日より受付を開始する。

(2) 回答方法

- ア 回 答 FAXを使用して回答する。
- イ 回答期限 平成31年 3月22日（金） 17時00分
- ウ 公 表 入札者の共通認識として、回答期限後にぐんま電子入札共同システム（入札情報公開システム）に質疑応答の内容について掲載する。

8 入札参加資格の審査結果通知

- (1) 審 査 日 平成31年 3月14日（木）
- (2) 審査結果 ぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書を発行する。
- (3) 発行日時 平成31年 3月14日（木）15時00分から17時00分

9 入札及び開札の日時等

- (1) 入札書受付開始日時 平成31年3月20日（水） 9時00分
- (2) 入札書受付締切日時 平成31年3月25日（月）13時00分
- (3) 内訳書開封予定日時 平成31年3月25日（月）13時05分
- (4) 開札予定日時 平成31年3月25日（月）14時00分

10 入札の方法等

- (1) 入札書は、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。ただし、ぐんま電子入札共同システムが利用できない場合に限り、入札書を封筒に入れ、入札場所に直接持参すること。
- (2) 入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税・免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法等に基づき積算した上で入札すること。
- (4) 最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回った価格の入札は失格とし、2回目の入札が行われたとしても参加することができない。
- (5) 予定価格の制限の範囲内で最低価格（最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上であること。）の入札者を落札者とする。また、落札者となることのできる同じ最低価格による入札者が複数の場合、抽選（電子くじ）で落札者を決定する。

- (6) 開札の結果、落札者がいない場合は再度入札を執行する。入札執行回数は2回を限度とし2回の入札で落札者がいないときは、その入札において最低価格（最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上であること。）の入札者から見積書の提出を求め、入札時に設定した予定価格の制限の範囲内において随意契約を行うことがある。
- (7) 地方自治法、地方自治法施行令、みなかみ町財務規則及びみなかみ町入札心得を遵守すること。また、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。なお、この契約に関して談合等不正行為が認められたときは、当該契約を解除し、又は違約金等を徴収することがある。
- (8) 提出した入札書の引き替えや変更は認めない。

11 再度入札

開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、1回に限り再度入札を執行する。

- | | | |
|-----------------|---------------|--------|
| (1) 入札書受付開始予定日時 | 平成31年3月25日(月) | 16時00分 |
| (2) 入札書受付締切予定日時 | 平成31年3月26日(火) | 12時00分 |
| (3) 開札予定日時 | 平成31年3月26日(火) | 13時30分 |

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 徴収

次のいずれかの方法により、契約金額の10%以上の保証を求める。

- ア 指定の口座に現金を振り込む。
イ 銀行又は町長が認める金融機関の保証を付ける。
ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を付ける。
エ 保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。
オ 委託した保険会社と工事履行保証契約を締結する。

13 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に限り、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。提出は、ぐんま電子入札共同システムにより行うこと。ただし、ぐんま電子入札共同システムが利用できない場合に限り、内訳書を封筒に入れ、入札場所に直接持参すること。

14 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。
- ア 申請書などの提出資料に虚偽の記載を行ったとき。
イ 入札に際し、談合その他不正の行為があったとき。
ウ 入札参加資格のない者のした入札

エ ICカードを不正に使用した者の入札

オ その他入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(3) 入札参加資格があると認められた者でも、開札時点において4 入札参加資格 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 支払条件に関する事項

(1) 前金払

契約金額の40%以内で請求できる。また、中間前金払制度を利用することもできる。

(2) 部分払

4回を限度として請求できる。ただし、前金払又は中間前金払の請求の有無により、部分払を請求できる回数を変更となる。

16 その他

(1) 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

(2) 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外に使用しない。

(3) 申請書又は提出資料等に虚偽の記載をした者は、みなかみ町建設工事請負業者等に係る入札参加者指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、工期中、配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。落札決定後、技術者を適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。

(5) 現場説明会は、開催しない。

(6) 天災、広域的・地域的停電等又は電子入札システムの不具合等の発注者側の障害により、入札書の提出又は受領等ができない場合、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更を行うことがある。また、長期間復旧の見込みがない場合、入札を中止する場合もある。この場合において、異議を申し立てることはできない。

(7) 入札結果の公表は、ぐんま電子入札共同システム（入札情報公開システム）で行う。

17 問い合わせ先

みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0278-62-2275

FAX 0278-62-0632

18 一抜け方式の採用

下表に定める対象工事の入札については、一抜け方式を導入する。一つの工事について落札者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効として取扱う。

(1) 対象工事

ア みなかみ町立古馬牧小学校外3校空調設備整備工事

イ みなかみ町立水上小学校外3校空調設備整備工事

ウ みなかみ町立新治小学校外1校空調設備整備工事

(2) 概要

開札は、アから順に執行する。

①対象工事アの落札者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。

②対象工事イの落札者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

③上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者となった場合でも、その後の案件について他の入札者がいないときは、その入札を有効とする。ただし、複数の配置予定技術者を提出している場合に限る。

